

訪問介護重要事項説明書

1、事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な訪問介護を提供することにより要介護状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2、事業所の内容

(1) 提供できるサービスの地域

事業所名	訪問介護ステーション みらい
介護保険事業所番号	2372005310
所在地	愛知県豊橋市二川町字西向山174番地2
電話番号	0532-43-5513
FAX 番号	0532-43-5503
サービスを提供する地域	愛知県豊橋市

(2) 事業所の従業者体制

職	職務の内容	人員数	計
管 理 者	従業者及び業務の管理を一元的に行う	常勤専従	1 名
サービス 提供責任者	専門の資格を持つ者が、指定訪問介護利用の申し込みに関わる調整を行い、訪問介護計画の作成並びに利用者への説明を行い、サービス内容の管理を行う	常勤専従	1 名
訪問介護員	介護福祉士・実務研修修了者・初任者研修修了者・ヘルパー 1 級・ヘルパー 2 級の資格を持つ者が訪問介護計画に基づき、日常生活に必要な指定訪問介護サービスを提供する	常勤 非常勤	1 名 1 名

(3) サービス提供時間

営 業 日 月曜日から金曜日

営業時間 午前9時00分～午後6時00分

3、サービス提供の方法

- ①利用の相談を受け、サービス提供責任者がご自宅に訪問し、利用者及び介護者と面談をします。そこで生活状況や心身の状況確認をします。
- ②サービス利用するにあたり、重要事項の説明をして契約をします。
- ③利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて「居宅サービス計画（ケアプラン）」に沿って「訪問介護計画」を作成します。「訪問介護計画」の同意を得てサービスを開始します。

- ④「居宅サービス計画（ケアプラン）」「訪問介護計画」に基づき、担当のヘルパーがサービスの提供をします。
- ⑤サービス利用後も、常に生活状況や心身の状況を把握し、訪問介護計画の評価・見直しをします。

4、サービス提供期間と終了

（１）サービスの提供期間

契約締結日から要介護認定有効期間の満了日までとします。契約期間満了の7日前までに契約終了の申し入れがない場合、同じ条件で更新されるものとします。

（２）サービスの終了

次の事由に該当した場合は、サービスを終了とします。

- ①利用者の要介護認定区分が、自立（非該当）と認定されたとき。
- ②利用者が病院や介護保険施設等に入院入所して自宅に戻る予定がないとき。
- ③利用者が死亡したとき。
- ④利用者の所在が、2週間以上不明になったとき。
- ⑤利用契約書に基づき契約が解約又は解除された場合。

5、サービスの内容

（１）身体介護

①食事介助

配膳から下膳まで含め食事の介助、見守りを行います。

②入浴介助

浴室への誘導や見守り、入浴中の洗身、洗髪等を行います。

③排泄介助

おむつ交換、採尿器や差し込み便器の介助、トイレやポータブルトイレへの移動介助又は見守り、誘導を行います。

④清拭

身体を清潔に保つため、全身又は部分的に身体を拭きます。また状況により足浴や手浴を行います。

⑤体位変換

褥瘡の防止のために、体位交換を行なう際の介助を行います。

⑥着脱介助

できる事はご自分で行えるように配慮しながら、衣類の着脱の介助を行います。

⑦整容介助

整髪、洗面、歯磨き等の介助を行います。

⑧外出介助

身体状況により必要な介助を行い（歩行見守り・歩行介助・車イス介助等）

食品・日用品の買い物同行、通院時（院内以外）の外出介助を行います。

⑨自立生活支援のための見守り的援助

自立支援、ADL 向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等で、具体的には一緒に調理や掃除等の家事を行います

（２）生活援助

①買い物

日用品や食料品などの生活必需品の買い物を行います。買い物に伴う金銭管理には十分に注意し、

確認を得ながら行います。利用者宅から買い物に出掛けることが原則です。

②調理

食事の調理、配膳、食後の後片付け、食品の管理を行います。

③掃除

利用者が日常生活に使用している部屋、台所、トイレ、風呂場等の掃除、整理整頓等を行います。

④洗濯

日常的な衣類の洗濯、乾燥、取り込み、整理の他、専門的技術が必要なく短時間でできる範囲内のアイロンがけ、ボタン付けや衣類のほつれの修繕など行います。

⑤寝具の管理

布団干し、シーツの交換等を行います。

* 同居家族がいる場合、生活援助を行うことはできません。

6、利用料金

別紙のとおり

交通費

通常の事業実施地域を越えた地点から自宅までの交通費を徴収します。

自動車を使用した場合の交通費は事業所の実施地域を越える地点から1キロメートルあたり10円を徴収します。その場合、利用者またはその家族に対して事前に文章で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

7、サービスの利用に当たっての留意事項

①医療行為（褥瘡の処置・摘便 など）、座薬の挿入などできない内容があります。

②利用者の日常生活の範囲を超えたサービスの提供はできません。

③利用者の同居家族に対するサービス提供はできません。

④事業所では、原則として利用者宅の鍵のお預かりはいたしません。鍵の取り扱いについては、利用者又はその家族とご相談させていただきます。

⑤利用者と従業者の間での金銭の貸し借りは致しません。買い物代行支援の際は買い物代金をお預かりしてからとなります。

⑥買い物代行時以外の金銭、預金通帳、カード、証書、書類などの預かりはできません。

⑦従業者へのハラスメントに該当する行為には必要な措置を講じます。

⑧従業者に対する贈物や飲食のもてなしはお受けできません。

⑨利用者又はその家族に、体調の変化があった際には事業所の従業者にご連絡下さい。

8、非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、業務継続計画（BCP）を作成し研修および訓練を行います。また、常に関係機関と連絡を密にし、非常災害時には必要な措置を講じます。利用者（その家族）とは、非常災害時の対応について定期的に確認します。

9、事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、関係医療機関、市区町村等への連絡を行なうなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行います。

10、緊急時の対応

サービス提供時に急変が生じた場合、利用者があらかじめ指定する連絡先に連絡等をとるなど必要な措置を講じます。

11、守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

12、高齢者虐待防止に関する対策

人権の擁護・虐待の発生、その再発を防止するために高齢者虐待防止委員会を設置し、その結果について従業者へ周知します。ほか、指針の整備、研修を実施します。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13、感染症の予防及びまん延防止のための対策

事業所内の衛生管理、介護ケアにかかる感染対策を行い、感染症の予防に努めます。感染症の発生、その再発を防止するために感染症対策委員会を設置し、その結果について従業者へ周知します。ほか、指針の整備、研修および訓練を実施します。

また、新たな感染症発生時に対しては、業務継続計画（BCP）に基づいて対応します。

14、天災等不可抗力

契約の有効期間中、地震・噴火等の天災、その他事業所の責めに帰すからざる事由により、本サービスの実施ができなくなった場合には、以後、事業者は利用者に対して本サービスを提供すべき義務を負いません。

また、大雪・大雨・強風等悪天候の場合は、訪問時間の遅延もしくは中止となる場合があります。

15、苦情相談

①当社相談・苦情担当担当者：彦坂 奈央美

豊橋市二川町字東向山80番地3 102 TEL: 0532-43-5513

②苦情受付行政機関・東三河広域連合 介護保険課

豊橋市八町通2丁目16番地 TEL: 0532-26-8471

16、損害賠償について

サービス提供時において、サービス提供者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

訪問介護サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

<事業所>

事業者名 合同会社みらい
事業所名 訪問介護ステーションみらい
所在地 愛知県豊橋市二川町字西向山174番地2
介護保険事業所番号 2372005310
管理者氏名 大越 秀之
説明者

令和 年 月 日

私は契約書および本書面により、事業者から指定訪問介護サービスについて重要事項説明をけ同意しました。

<利用者>

住所
氏名

<利用者代理人>

住所
氏名
続柄